

平成22年11月10日

日本放送協会放送受信規約の変更の認可について  
(平成22年11月10日 諮問第34号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送政策課

(景山課長補佐、能登部係長)

電話：03-5253-5778

## 日本放送協会放送受信規約の変更の認可について

### 1 申請の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）から、放送法（昭和25年法律第132号）第32条第3項の規定に基づき、以下のとおり、日本放送協会放送受信規約の変更の認可申請があった。

#### （1）変更しようとする契約条項

別紙のとおり

#### （2）変更しようとする理由及び概要

協会のBSデジタル放送では、現在、B-CAS機能を利用して、設置確認メッセージを表示している。このメッセージは、受信者からの連絡を受けると契約の有無に関わらず消去され、その後、未契約者に対しては、訪問等により契約勧奨活動を行っている。

協会においては、平成21～23年度の経営計画において、受信料の公平負担の取組を強化し、支払率を向上させるため、設置確認メッセージの活用を強化することとしており、この設置確認メッセージを消去後、一定期間契約勧奨活動を行っても契約締結に至らない場合には、契約締結を案内するメッセージを表示することができるよう規定を整備するもの。

#### （3）受信規約の変更が事業収支に及ぼす影響

本件受信規約の変更による平成22年度における増収額、支出額の見込みは、次のとおり。（※）

増収額	400万円
支出額	900万円

#### （4）施行予定期日

平成22年12月1日から施行する。

※ 協会では、平成23年度以降、黒字化を見込んでいる。

## 2 検討結果

本件申請は、「平成21～23年度NHK経営計画」（平成20年10月14日）に盛り込まれている「受信料の公平負担に向けた取り組み強化」の具体的な施策として、衛星デジタル放送の設置確認メッセージの活用強化を図るため、日本放送協会放送受信規約の規定の変更を行おうとするものである。

具体的には、設置確認メッセージを消去後、一定期間契約勧奨活動を行っても未契約の場合に、契約案内のメッセージを表示できるようにするものであり、衛星デジタル放送の契約率向上を図ることにより、受信料の公平負担の一層の徹底を図るものであり、その必要性が認められることから、本件申請を認可することは適当であると認められる。

「日本放送協会放送受信規約」の変更内容

( 部分は、変更部分)

変更案	現行
<p>(メッセージの表示)</p> <p>第7条 NHKは、受信機(衛星系によるテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信できるものに限る。以下この条において同じ。)を設置した者にその設置の旨をNHKに連絡するよう促す文字(以下「<u>設置確認メッセージ</u>」という。)を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。</p> <p>2 NHKは、受信機を設置した者から以下の各号に掲げる事項の連絡を受けた場合には、<u>当該受信機の画面に設置確認メッセージを表示しない措置をとるものとする。</u></p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>NHKは、第2項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める放送受信契約を締結しない場合には、放送受信契約の締結を案内する文字(以下「<u>契約案内メッセージ</u>」という。)を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。</u></p> <p>6 <u>NHKは、前項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める放送受信契約を締結した場合には、<u>契約案内メッセージを表示しない措置をとるものとする。</u></u></p>	<p>(受信機の設置等の確認措置)</p> <p>第7条 NHKは、受信機(衛星系によるテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信できるものに限る。以下この条において同じ。)を設置した者にその設置の旨をNHKに連絡するよう促す文字(以下「<u>メッセージ</u>」という。)を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。</p> <p>2 NHKは、受信機を設置した者から以下の各号に掲げる事項の連絡を受けた場合には、<u>メッセージを表示しない措置をとるものとする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、平成22年12月1日から施行する。</p>	<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。</p>